

諮問庁：国立大学法人山形大学

諮問日：平成29年10月16日（平成29年（独情）諮問第61号）

答申日：平成29年12月19日（平成29年度（独情）答申第47号）

事件名：特定学部における特定期間のアカデミックハラスメントに係る訴状も含めた文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「山形大学特定学部における過去5年間のアカデミックハラスメントに係る訴状も含めた関係書類一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月12日付け形大総第1242号により、国立大学法人山形大学（以下「山形大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法6条には、「独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、その限りでない」とある。

また、法7条では、「独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる」とある。

今回、山形大学は法5条、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律14条2号及び4号に基づき不開示との判断をしたが、法6条及び7条に基づき「部分開示」や「公益上の理由による裁量的開示」との決定がなされるべきと考えているため。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人から開示請求のあった対象文書は、「山形大学特定学部における過去5年間のアカデミックハラスメントに係る訴状も含めた関係書類一式」であったが、前提として当該資料は、キャンパス・ハラスメントに関する調査委員会における聴き取り調査や懲戒処分に関する事情聴取などの資料であり、関係者のプライバシー保護に十分配慮し、守秘を前提に情報の収集が行われていた。さらに対象文書7件のうち1件については、争訟中である。

したがって、本件対象文書を開示した場合、開示請求者以外の特定の個人を識別できるか、又は、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律14条2号の不開示情報に該当するものであること、さらには、これらの調査等が、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た情報を他に漏らさないことを前提として実施されており、これらの情報が開示された場合は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、今後、本学において同様の事案を取り扱う際に、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律14条4号の不開示情報に該当するものでもあること、さらに、争訟中の文書については、争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条4号二の不開示情報に該当するものであることから、全部を不開示とする決定を行った。そこでは、法6条「部分開示」及び7条「公益上の理由による裁量的開示」の必要性も含め総合的に判断し、その結果、法6条及び7条を適用すべき事由はないとしたものである。

以上の理由から、原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年10月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月1日 | 審議 |
| ④ | 同年12月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条3号及び4号二に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、法の適用条項に法5条1号を追加した上で、本件対象文書を不開示としたことは妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果も踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

2 理由の提示について

- (1) 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないときは、法9条2項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要とされている。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところであり、理由提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。
- (2) 当審査会において原処分の法人文書不開示決定通知書を確認したところ、「法人文書の名称」欄には、開示請求者（審査請求人）が提出した法人文書開示請求書の「法人文書の名称又は知りたい内容等」欄の記載と同様の文言を記載しているのみで、本件対象文書の名称を記載しておらず、また、同通知書の「不開示しない理由」欄においても、「開示請求のあった法人文書は、7件（点）該当しましたが、以下のとおり不開示とします。（1件目～6件目の不開示理由）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第5条第3号に該当するため（7件目の不開示理由）法第5条4号二に該当するため」とした上で当該条文が引用されているのみであって、開示請求に係る法人文書について、その全部を不開示とした具体的理由、すなわち、どの文書にどのような情報が記載されており、それが公にされると、どのような根拠によって法5条3号及び4号二に該当するのかについての内容の記載は皆無である。
- (3) このような原処分は、開示請求者（審査請求人）にとって、具体的な文書名や当該文書中のどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できないため、法に基づく審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らして違法であるので、原処分は取り消されるべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び4号二に該当するとして不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司